

1. 管内自治体の任意事業等の実施状況

管内福祉事務所設置自治体数：30

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援会議	2 (6.7%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)
就労準備	19 (63.3%)	21 (70.0%)	26 (86.7%)
家計改善	26 (86.7%)	27 (90.0%)	29 (96.7%)
シェルター	5 (16.7%)	9 (30.0%)	9 (30.0%)
地域居住	2 (6.7%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)
子ども	18 (60.0%)	18 (60.0%)	18 (60.0%)

2. 市町村支援の実施体制等

重点支援期間	令和2年度
市町村支援の概要	<ul style="list-style-type: none"> 重点支援期間においては、国から示された「取組状況シート」を用い、管内自治体の課題把握、立ち上げのフォローアップを実施。 期間終了後も、県担当者が任意事業の未実施自治体に赴き、制度概要・県実績の説明、自治体における不安・課題の聞き取り等を実施。
その他特記事項	特になし

3. 任意事業立ち上げ支援の事例

取組方針

・就労・家計について、令和4年度までに管内自治体での完全実施を目指す。

支援の内容

○ 重点支援期間（令和2年度）の支援の流れ

8月：管内の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の未実施自治体に対し、国から示された「取組状況シート」の作成を依頼。

9月：「取組状況シート」を基にヒアリングを実施。

【自治体における課題】

- ・自立相談支援事業は市社協に委託しているなか、コロナ禍において新たに任意事業を始める、もしくは別の委託先に任せることに不安がある。
- ・予算面と人員体制面において、新規事業を開始する余力がない。

⇒本県における実績の紹介、共同実施による事業実施の提案等を行い、事業実施に向けた課題解決を助言。

⇒複数の自治体にて、令和2年度及び3年度から共同実施を開始した。

取組を振り返って

事業実施の支援を行うことで、県内における課題を把握し、事業実施につながった自治体もあるが、いまだ未実施の自治体は残っており完全実施には至っていないため、引き続き未実施自治体には支援や働きかけを行っていく。